

東 水 第 710 号  
平成26年 9月29日

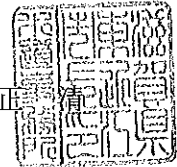
公益社団法人

滋賀県宅地建物取引業協会

会 長 小 寺 和 之 様

東近江市水道事業管理者

東近江市長 小 椋 正



水道事業に対する要望の回答について

初秋の候、貴協会におかれましては、益々ご発展のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の水道事業に対しまして格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成26年6月13日付けの要望書につきましては、下記のとおり回答させていただきます。

記

- 1 給水装置の種類や加入金の納付は、宅地のみでなく、公園用地やごみ集積所用地にも給水装置の新設を申請された場合、設置は可能でありますので、加入金の納付が必要となります。

また、給水装置の新設や配水管の布設などの水道工事に関する工事費用については、受益者負担の原則に基づき、事業者に対応の負担をいただいています。

- 2 開発行為等に伴う分譲宅地における水道加入金の納付の取り扱いについては、「東近江市水道施設整備指導要綱」に基づき、水道メーターを含む給水装置を設置する事業者においては、手数料及び加入金を工事着工前に納付することとなっておりますが、水道メーターを設置しない事業者は、手数料のみを工事着工前に納付していただくよう、同要綱を改正する予定です。

なお、要望事項に記載していただいているとおり、売主には、宅地建物取引業法に基づく重要事項説明書にて買主及び借主（水道メーターを含む宅地側の給水装置

を設置される方)へ水道加入金の納付が必要な旨を記載いただきますようお願いいたします。

- 3 貴協会と当事業所において、開発行為等における給水装置工事の費用負担、供給条件及び給水の適正保持など、水道事業の円滑なる運営につきまして、相互に理解を深めるために一層のご尽力をお願いいたします。